

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)		
所在地	富岡市上黒岩1674-1		
所管部局・課	生活文化スポーツ部文化振興課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	文化施設係	内線	2596

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

・地方自治法第244条の2第1項
・群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例及び群馬県立自然史博物館附帯ホールの管理及び運営に関する規則

2 施設の役割

(1) 設置目的

県民の文化活動を援助し、もって教育及び文化の発展に寄与する。

(2) 設置当初の状況

平成8年10月に群馬県立自然史博物館の附帯ホールとして開館した。富岡市の要望を一部取り入れて建設され、平成17年度まで県と富岡市で出資した財団法人が管理運営し、主に甘楽富岡地域を中心とした県南西部の文化の拠点として優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めてきた。

(3) 施設を取り巻く現状

平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、国または地方公共団体の利用や教育目的等の利用の場合には使用料を減免し、近隣市町村の利用も含めて広域的な芸術文化振興に寄与している。

3 施設の概要

設置年月日	平成8年10月22日		
敷地面積(所有者)	博物館全体 18,040㎡(富岡市)		
主な施設(床面積、階数等)	共通部分を除くホール2806.2㎡・客席1,100席、オーケストラピット、楽屋4、リハーサル室1		
建設費	8,100,000千円(博物館全体)		
備考	平成20年度	舞台機構修繕	10,868 千円
	平成21年度	舞台機構修繕	12,789 千円
		防水等改修工事	86,121 千円
	平成23年度	音響設備改修	17,640 千円
	平成24年度	照明設備改修	23,688 千円
	平成25年度	舞台映像装置等改修	8,589 千円
	平成26年度	舞台大屋根避雷針修繕	3,348 千円
	平成28年度	電動三点吊りマイク装置修繕	4,212 千円

◇入園料・利用料等

(円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
※別紙		・開館時間午前9時～午後10時 ・毎週月曜休館 ・自然史博物館の燻蒸や点検等の休館にあわせて臨時休館 ・年末年始(12/27～1/5)休館

4 施設における実施事業

○管理業務

- ・群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例第10条の4第1号に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）の利用の承認等に関する業務
- ・有料施設の利用の承認の取消し等に関する業務
- ・ホールの休館日の変更等に関する業務
- ・ホールの開館時間の変更に関する業務
- ・有料施設の利用料の收受等に関する業務
- ・ホールの設備の維持管理に関する業務
- ・広報業務等目的を達成するために必要な業務

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳 入(①)	0	0	0	0	0
なし					
歳 出(②)	20,307	20,307	27,840	20,858	23,715
指定管理料	20,307	20,307	19,870	19,870	19,870
修繕費	0	0	7,970	988	3,845
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 20,307	▲ 20,307	▲ 27,840	▲ 20,858	▲ 23,715
歳入・歳出の主な増減理由	・平成26年度に舞台大屋根避雷針修繕工事(33,485千円)を実施。 ・平成28年度に電動3点吊りマイク装置修繕(4,212千円)、舞台棟避雷針 復旧及び雪止め設置工事(2,678千円)等を実施。				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	30年度(当初計画額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
収 入(①)	49,721	46,037	47,660	46,240	54,077
指定管理費	20,307	20,307	19,870	19,870	19,870
利用料収入	5,150	5,568	4,934	5,054	4,254
富岡市一般会計	24,264	20,162	22,856	21,316	29,953
支 出(②)	49,721	46,037	47,660	46,240	54,077
人件費	27,400	24,907	26,572	25,444	33,156
光熱水費	2,459	2,212	1,866	2,093	2,450
維持管理費(委託料)	18,762	18,359	17,971	17,970	17,971
消耗品費	550	519	763	393	199
修繕費	550	40	488	340	301
収支(①-②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	平成29年度の利用料収入の増は、減免規定の見直しによるもの(備品使用料の徴収対象者の範囲を拡大)。				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	3	3	3	3	3
非常勤職員	3	2	2	2	3
合 計	6	5	5	5	6

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	14,265	53,662	53,860	51,011	49,957
有料利用者数(人)	14,265	53,662	53,860	51,011	49,957
無料利用者数(人)	0	0	0	0	0
目標利用者数(人)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
施設稼働率(%)	39	48	47	47	49
稼働率対象施設(設備)	ホール				
利用者の主な増減理由	年間利用者数の増減は催し物の人気にもよるが、学校等の利用や職員の積極的な広報なども影響している。				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 甘楽・富岡・安中を中心とする西毛地域の文化振興の拠点として幅広く文化振興に取り組んでおり、同地域で唯一の1,000席を超えるホールとして必要性は高い。 自然史博物館と一体的な建物構造となっており、現状でホールのみを富岡市へ移管することは難しく、また、市外からの利用者も多いことから、引き続き県の施設として管理していく。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から自然史博物館及び附帯ホールへESCOを導入したことにより光熱水費が削減されたため、指定管理料を減額した。 富岡市が管理する公園や県が管理する自然史博物館との連携を強化し、駐車場の利用調整など管理運用面の他、施設の相互利用促進のための取り組みも行っている。

(1)施設利用料金

(別紙)

区分				利用料			
				午前	午後	夜間	1日
施設	ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び500円以下の入場料を徴収する場合	21,300円	32,100円	42,800円	96,200円
			500円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	30,000円	45,000円	60,000円	135,000円
			2,000円を超え4,000円以下の入場料を徴収する場合	34,300円	51,500円	68,700円	154,500円
			4,000円を超える入場料を徴収する場合	42,800円	64,300円	85,800円	192,900円
		土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び500円以下の入場料を徴収する場合	25,700円	38,500円	51,500円	115,700円
			500円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	36,000円	54,100円	72,100円	162,200円
			2,000円を超え4,000円以下の入場料を徴収する場合	41,100円	61,800円	82,300円	185,200円
			4,000円を超える入場料を徴収する場合	51,500円	77,200円	103,000円	231,700円
	第1楽屋			1,060円	1,280円	1,280円	3,620円
	第2楽屋			630円	850円	850円	2,330円
	第3楽屋			1,280円	1,600円	1,600円	4,480円
	第4楽屋			1,820円	2,250円	2,250円	6,320円
リハーサル室			2,570円	3,320円	3,320円	9,210円	

- 注1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 2 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類似する目的でホールを利用する場合の利用料は、「2,000円を超え4,000円以下の入場料を徴収する場合」の利用料の額とする。
- 3 会場準備又は舞台練習のため、ホールを利用する場合の利用料は、この表に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 午前とは9時から12時までを、午後とは13時から17時までを、夜間とは18時から22時までを、1日とは9時から22時までをいう。
- 5 やむを得ない理由により、あらかじめ承認された利用時間を超えて利用する場合のその超えた時間に係る利用料の額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)を単位として、承認された利用時間の属する時間帯の利用料を時間割によって計算して得た額とする。この場合、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(2) 附属設備利用料金

(別紙)

区分	附属設備の名称	単位	利用料	備考	
舞台等設備	オーケストラピット	1式	10,300円	解体・組立費実費	
	音響反射板	1式	4,180円		
	所作台	1式	4,180円	化粧かまちを含む。	
	平台(3×3)・(3×4)・(2×6)・(3×6)	1台	100円		
	平台(4×6)・(6×6)	1台	200円		
	開き足(高足・中足)	1脚	50円		
	箱足	1個	50円		
	ひな段けこみパネル	1枚	50円		
	パレエ用シート	1式	2,080円		
	ひもせん	1枚	200円		
	上敷きござ1	1枚	200円		
	上敷きござ2	1枚	100円		
	松羽目	1式	1,560円		
	竹羽目	1式	1,560円		
	金びょうぶ	1双	2,080円		
	鳥の子びょうぶ	1双	1,560円		
	長座布団	1枚	100円		
	高座用座布団	1枚	200円		
	座布団	1枚	50円		
	講演台	1台	830円		
	花台	1対	410円		
	司会者台	1台	410円		
	指揮者台	1台	300円		
	指揮者用譜面台	1台	100円		
	演奏者用譜面台	1台	50円		
	譜面灯	1台	50円		
	めくり台	1台	100円		
	金支木、木支木	1本	50円		
	人形立	1本	50円		
	振り落とし装置	1式	510円		
	国旗	1枚	100円		
	群馬県旗	1枚	100円		
	姿見	1台	200円		
	移動白板	1台	100円		
	長机	1台	100円		
	いす	1脚	50円		
	コントラバス用いす	1脚	100円		
	大太鼓	1台	510円		
	音響装置	基本音響装置	1式	3,130円	陰マイク1本付き
		舞台袖簡易操作卓	1式	1,030円	
		マルチエフェクター	1台	1,030円	
		オープンデッキ	1台	1,030円	
		カセットデッキ	1台	510円	
デジタルオーディオデッキ		1台	510円		
CD・MDプレーヤー		1台	510円		
ダイナミックマイクロフォン		1本	300円		
コンデンサーマイクロフォン		1本	830円		
ワイヤレスマイクロフォン		1本	1,030円	電池付き	
3点吊り装置		1式	510円	マイクは別	
マイクスタンド		1本	100円		
卓上型マイクスタンド		1本	50円		
サイドスピーカー		1台	300円		
ステージスピーカー		1台	300円		
はね返しスピーカー		1台	200円		
インターカムシステム		1式	300円		

照明装置	ボーダーライト	1列	730円	
	天井反射板ダウンライト	1式	1,030円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,560円	
	ローホリゾンライト	1列	1,030円	
	スポットライト1	1台	300円	1.5キロワット
	スポットライト2	1台	200円	1キロワット
	スポットライト3	1台	100円	0.5キロワット
	センターフォロースポットライト	1台	2,400円	
	エフェクトスポットライト	1台	200円	
	ディスクマシン	1台	510円	
	スパイラルマシン	1台	300円	
	スライドキャリア	1台	100円	
	波エフェクト	1台	830円	
	エフェクト用種板	1台	100円	
	先玉	1台	100円	
	ミラーボール吊型変速	1台	730円	
	ミラーボール置吊兼用変速	1台	510円	
	クランク式ハイスタンド	1台	200円	
	丸ベーススタンド	1台	100円	
	その他 附属設備	スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	10,300円
国産フルコンサートピアノ		1台	5,230円	
35ミリ・16ミリ兼用映写機		1台	4,180円	
スクリーン		1式	1,560円	

注1 利用料の額は、午前、午後又は夜間それぞれ1回の利用につき納付する額とする。ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該利用料の額に当該回数に乗じて得た額とする。

注2 会場準備のため設備を利用する場合の利用料の額は、この表に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

注3 利用者が施設内に器具等を持ち込んで、当該施設の電気等を使用した場合は、その使用に応じた実費相当額を徴収する。